

令和2年4月28日

日野市長 大坪 冬彦

市及び関係団体が実施するイベント等及び 市内施設の利用に関する取扱いについて(方針)

4月7日に発令された国の緊急事態宣言は、5月6日までを期限としているが、現時点では宣言の解除や継続について不透明な状況である。また4月22日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、人と人との接触機会の8割削減に一層の努力を求める提言が示された。

日野市は2月21日「市及び関係団体が実施するイベント等に関する取扱いについて(方針)」の公表以降、市民の安全を確保することを第一に考え、イベント等及び市内施設の利用を原則中止もしくは延期してきた。そして現在も、市内において感染者数が増加の状況にあることから、安全確保の対応を緩める段階ではないと考える。

このため日野市としては、市及び関係団体が実施するイベント等及び市内施設の利用について、現在の取扱い方針を下記のとおり5月31日まで継続する。

記

(考慮すべき状況)

1. イベント等は、市及び関係団体が開催するイベント、行事、会議、事業とし、多くの不特定な人が集まる。
2. イベント等の対象者は、高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦が含まれる。
3. イベント等の会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定される。
4. イベント等に、医療に従事する人や消防職員など市民の救命救急にかかわる人が参加者となっている
5. イベント等の開催に合わせて、会場の入り口にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況である。

上記の状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染力や潜伏期間内の感染、治療法(薬)など不明確な部分もある。

また、現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の考慮すべき状況に該当する場合は、対策本部として市民の不安、安全を確保することを第一に考え、市及び関係団体が実施するイベント等は、当面、令和2年5月31日までの期間、原則中止もしくは延期する。

なお、上記考慮すべき状況に該当しない場合でも、予防対策に万全を期すこととする。